

第7回 農業委員会総会議事録

平成27年1月28日開会

中標津町農業委員会

平成27年1月28日、第7回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 和泉光広 |
| 2番 | 後藤田宏幸 |
| 3番 | 高橋正一 |
| 4番 | 赤波江信二 |
| 5番 | 佐野弥奈美 |
| 6番 | 國光達男 |
| 7番 | 小林亨 |
| 8番 | 飯島浩 |
| 9番 | 中村正生 |
| 10番 | 笠原康博 |
| 11番 | 氏家康夫 |
| 12番 | 杉本公也 |
| 13番 | 本田信幸 |
| 14番 | 本田芳明 |
| 15番 | 纒坂尚久 |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

附議した案件

- 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第30号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
議案第31号 平成27年中標津町農業委員会委員選挙人名簿搭載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報告第13号 農地委員会開催報告について

本日出席した職員

事務局 長	原 田 武 志
農 地 係 長	奥 山 正 行
庶 務 係 長	桐 島 秀 一
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第7回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
日程に入ります前に、私から一言挨拶をいたしたいと存じます。

会 長 2015年、新しい年を迎えてひと月近くが経ちますが、みなさまにおかれましてはご健勝でご家族共々、新しい年を迎えられたことと思います。
また、今年に入ってから、1週間に1度の暴風雪や暖気の影響による雨など、不安定な天候が続いておりますが、これが今年の夏に来ないように、秋には良い天気で豊穡の秋を迎えられますよう願っております。
さて、昨年を振り返りますと私たち農業委員会は、農業委員会改革という農業委員会始まって以来、61年目の最大の改革を迎えております。内容的には皆さんご存知のことと思いますが、我々北海道の農業委員会にとっては、今の組織で十分な機能を発揮していることから、農業委員また系統組織を挙げて、その改革案に反対し、全国会長大会の場や北海道選出の国会議員へも要請をしてきたところですが、一昨日、通常国会が開会され、今国会に法案が提出される予定となっております。国会審議ということで、2月下旬か3月上旬あたりから本格審議が始まり、最終的には5月・6月に新法が成立する予定となっておりますが、今まで私たちが努力してきたことが、否定される内容となっております。是非とも後世に汚点を残さないような形の改革の内容にしていきたいと思っておりますし、皆さんとこの地域を守るためにも、自分たちが納得のいく改革の内容にしていきたいと考えております。今後も職員の方々、委員の皆様の協

力を得て、今年の5月・6月まで頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最後になりますが、農業委員会改革がなされても、私たち農業委員の本来すべき仕事は、地域の農業を守り、優良農地を確保して、若い担い手や新規就農者がスムーズにこの地域に入り、後を継げるよう努めることです。さらに、今回の改革が良い方向に向かっていくことが重要だと思いますし、そうしていかなければならないと考えています。課題はたくさんありますが、また皆さんと共に今年1年、努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上、新年の挨拶といたします。

議 長 本年最初の総会にあたりまして、小林町長の出席をいただいておりますので、町長よりあいさつを頂きたいと存じます。

町 長 本日は大変お疲れ様でございます。

平成27年の最初の農業委員会総会ということでございますので、町を代表して、一言ご挨拶をさせていただきます。

新年に入り、すでに1ヶ月が過ぎようとしておりますが、本日はじめてお会いをする方もおいでのことと思っておりますので、あらためてご挨拶させていただきます。新年明けましておめでとうございます。どうぞ今年もよろしくお願い申し上げます。

今年に入ってから既に3回ほど大雪に見舞われ、苦勞が耐えないところでありますが、年末・年始は、寒さは厳しいものの、天候に恵まれ、穏やかな日が続き、委員各位におかれましては、ご家族ともども平穏な中に新年を迎えられたことと拝察をいたしております。

皆様には、日頃より農地の集積を始め、優良農地の保全、新たな担い手の確保、農地行政の適正な執行と併せて、農業者の地位向上のためにご尽力をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

昨年、政府が農業委員会改革を国会に提案するという状況にありました。12月の暮れに総選挙ということで、結果的には自由民主党、公明党の前政権と同じ、引き継いでいくということでありますので、農業委員会改革の方向性は変わらないものと思っております。

さらに、12月の道議会では、「農業委員会改革に関し慎重な議論を求める意見書」が採択され、北海道議会として内閣総理大臣等の関係部局に「農業委員会等の見直しの検討に当たっては、当事者、関係者の意見を広く聞き、地域の実情を把握し、慎重な議論を尽くすことを求める」との内容で意見書を送付しております。中標津町議会も皆様の要請を受け9月定例会で同様の意見書を送付し関係機関に送付しているところであります。私といたしましても皆様と共に、地域の農業の発展に支障が生じる改革が行われることの無いように活動してまいります。

いずれにいたしましても、現在開催中の通常国会に農業委員会改革の関連法案の提出が見込まれております。これから半年程が正念場となるものと思っておりますのでございます。

さて、中標津町では基幹産業である酪農を応援する目的で「中標津町牛乳消費拡大応援条例」を昨年4月1日に制定しました。牛乳で乾杯条例であります。宴会の乾杯は牛乳だと牛乳の一層の消費拡大に向け取り組んでおります。昨年、中標津空港で

本州方面からの到着者への牛乳の配布や各種イベント会場での牛乳・乳製品等のPR・販売を行っております。大変皆様のご支援を頂きながらPR活動を行っているところでございます。さらに、地元で生産された新鮮で安心・安全な農畜産物を使った「中標津丸ごと給食」を中標津町の全小中学校を対象に実施し大変好評をいただきました。今後も引き続き牛乳、乳製品などの農畜産物のPR・消費拡大に向けて努力をしていきたいと考えております。また、現在政府が進めている「地方創生」につきしでは、なかしべつ創生本部を立ち上げまして、様々な取り組みを検討しております。基本的に経済対策の一つに補正で取り組まなければいけない部分、プレミアム商品券があります。これはそれぞれの地域内で活用できる商品券の発行になりますが、中標津町の場合は果たしてこの政策が地域のメリットになるか疑問なところがありまして、他の町村から中標津町に入ってくる政策を止めるということになっておりますので、この辺はなかなか賛成しがたい政策でもありますが、中標津町としてもこの事業に取り組まなければ町民に不利益を与えることに繋がりますので、この辺もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

一方、日本の農業を取り巻く環境は、昨年締結された日豪EPAが本年1月15日に発効となります。牛肉価格の影響が懸念されますが、そのほかTPP協定は、当地域が交渉結果によって重大な影響を受けることから交渉経過を注視しながら、関係団体と連携を図り「重要5品目を関税撤廃の除外とする」などを求める要請活動等を進めて参りたいと思っております。

また、昨年、農地中間管理機構事業の実施、農地基本台帳の法定化による本年4月からの農地台帳の公表など農業委員会におきましては、新たな業務も追加され、ご苦労をおかけすることと存じますが、農業委員会の皆様には、中標津町農業の発展のため、今後ともご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

最後になりますが、中標津町農業委員会の益々のご発展と、ご出席の委員皆様のご活躍と、ご健勝をお祈りし、実り多い年となりますことを心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長 小林町長におかれましては、次の用務がございますので、ここで退席となります。
……………(町長退席後)……………

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1、「議事録署名委員の指名について」を、議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

13番、 本田 信幸 委員。

15番、 櫻坂 尚久 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2、会務報告を、事務局長から報告いたします。

事務局長 12月22日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。

最初は、1月16日釧路市まなぼつとを会場として北海道農業会議主催による第2回地区別農業委員会会長、事務局長会議が開催されております。会議では、情勢報告として「農業委員会組織・制度の見直しの状況について」、研修事項として「農地台帳

の法定化と農地情報公開システムについて」「本道農業委員会系統組織による施策提案の実現状況等について」「農業委員会業務・活動強化促進運動の一層の強化について」「農業者年金の加入推進について」などが農業会議佐久間事務局長、岡本技師から説明があり協議されております。会長、事務局長が出席しております。

次に、1月20日札幌市におきまして北海道農業者年金協議会臨時総会と全道農業者年金研究会が開催され、本町から農業者年金協議会代議員、農業委員、事務局職員合わせて9名が参加しております。臨時総会では役員の補欠補充について提案があり、根室管内の理事として別海町の小野会長が選出され決定しております。研究会では、始めに「農業者の相続・贈与の留意点」と題し税理士細川ひろあつ氏から講演があり、次に農業者年金基金中園理事長から情勢報告として「農業者のための公的年金制度」について報告がされ、最後に申し合わせ決議として「農業者年金の一層の加入推進と「農業者年金協議会の輪」拡大に向けた申し合わせ」を可決し決定しました。

最後に、1月21日札幌市におきまして平成26年度農業委員会活動強化研修会が開催され、本町から農業委員、事務局職員合わせて8名が参加しております。研修会では、全国農業会議所阿久津考査役から「農業委員会制度・組織改革をめぐる情勢について」の報告がされ今までの対応と、今後の取り組みなどにつきまして説明がありました。その後活動事例報告が、大樹町農業委員会、北斗市農業委員会、雄武町農業委員会からありました。

以上会務報告といたします。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第12号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の19ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。
2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積62,832㎡の内17,910㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成25年2月1日から平成35年1月31日まで。合意解約成立の日、平成27年1月27日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第28号(1)に関連するもので、現在賃貸借中の農地の一部を転用し農業用施設を建設することとなったため、期間内解約するものです。

以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程4、報告第13号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 櫻坂委員長

櫻坂委員 21ページをお開きください。農地委員会報告書。平成26年12月4日(木)現

地において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容、農業用施設建設に係る農地転用について、有限会社〇〇〇〇が〇〇〇〇氏所有農地に育成のための牛舎等建設のため農地転用したいとの申出があり協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果、建設予定地は1種農地であり転用は原則の不許可であるが、農業生産法人である有限会社〇〇〇〇による牛舎等の農業用施設建設であり、農地転用不許可の例外となる事案であります。また、当該申出地は有限会社〇〇〇〇の現経営地と離れた位置となりますが、当該育成施設では地域酪農家から育成預託も行うことから地域の中心的場所である当該農地を選定したものであり、本農地転用は止むを得ず許可相当と判断したところであります。

以上、農地委員会の開催報告といたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。
なければ質疑を打ち切ります。
以上で農地委員会の報告を終わります。

日程5、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇。公簿、畑、現況、畑、面積、24,885㎡の内17,910㎡。3、許可を受けようとする事由、畜舎堆肥舎等の農業用施設建設のため。4、転用の期間、平成27年4月1日から永年。5、権利の種類、使用賃借権。6、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。申請面積については、17,910㎡で、平成26年12月4日、会長代理、農地委員会、第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、諮問致します。

日程6、議案第29号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(3)と、(4)の二回に分けて審議を致します。(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました議案第29号(3)について説明いたします。
9ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積42,319㎡、利用状況、牧草畑ほか18筆。合計、畑450,868㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、30,094,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による30,094,000円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席をお願い致します。
(〇〇〇〇委員退席後)

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第29号(4)について説明いたします。

12ページをお開きください

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積27,316㎡。利用状況、牧草畑ほか2筆。合計、畑41,968㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借を合意解約した農地の残地について、再度賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を合意解約した農地の残地について、再度賃貸借を設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成27年1月29日から平成28年11月21日まで。6、価格、年146,800円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏が賃貸借していた農地の売買に伴い、平成26年12月21日に合意解約された農地の残地について再調整し借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇〇〇委員着席後)

〇〇〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程7、議案第30号「農地法第六条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第30号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。

15ページをお開きください。

平成25年度分といたしまして、〇〇〇〇株式会社、株式会社〇〇〇〇の提出がありました。16ページが平成26年度分でございます、有限会社〇〇〇〇の提出がありました。平成26年11月21日以降に受理した報告書でございます、記載の

通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。
以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は、承認されました。
日程 8、議案第 3 1 号「平成 2 7 年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について」を上程致します。
提案内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 庶務係長。

庶務係長 上程になりました議案第 3 1 号「平成 2 7 年農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者の認定について」をご説明いたします。議案は 1 7 ページになります。なお、選挙人名簿は、先日皆様のもとへ郵送したものでございます。
農業委員会委員の選挙人名簿につきましては、選挙管理委員会が有権者からの申請に基づき、毎年 1 月 1 日現在において有権者の資格を調査し、選挙権及び被選挙権の有無を確定することとなっております。
なお、今回提出されました申請書は、農業委員会の意見を附しまして、1 月 3 1 日までに選挙管理委員会に届け出ることとなっております。選挙管理委員会では、申請に基づき調製された選挙人名簿を読み替え、公職選挙法第 2 3 条において、2 月 2 3 日から 1 5 日間縦覧に供し、異議申し立て期間とした後、3 月 3 1 日を確定日とし、平成 2 7 年の選挙人名簿となります。この名簿は翌年 3 月 3 0 日まで据え置かれ、その期間に行われる農業委員会の選挙による委員のすべての選挙に用いられることとなります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本件は平成 2 7 年中標津町農業委員会委員選挙人名簿登載申請に係る農業者及び農業従事者について、これを認定することにご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり決定し、中標津町選挙管理委員会に提出致します。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これもちまして、第7回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

(閉会 11時30分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年1月28日

会 長 安 田 稔

13番 本 田 信 幸

15番 櫻 坂 尚 久